

# 桶川市幼稚園・保育所・小学校・中学校教育研究協議会要綱

桶川市教育委員会

(趣旨)

第1条 幼児期からの心身ともに調和のとれた望ましい成長・発達を図るための幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の在り方を協議するため、桶川市幼稚園・保育所・小学校・中学校教育研究協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(職務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる内容について協議を行う。

- (一) 幼稚園・保育所・小学校・中学校に共通する教育課題に関する事項
- (二) 幼稚園の適正配置や幼児教育の振興に関する事項
- (三) その他、幼稚園・保育所・小学校・中学校の教育に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、40人以内の委員をもって、次の各号に掲げる者で組織する。

- (一) 市内私立幼稚園長及び教諭
- (二) 市内保育所長及び保育士
- (三) 市内小・中学校長会推薦校長及び小学校・中学校教諭

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、委員の互選により会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となり、議事を整理する。必要に応じて、部会に分けて開催することがある。

2 協議会は、必要があるときは、委員以外の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会学校支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。